



巻頭言

『桜の下で今想うこと』

理事 加藤 聡

先日、今年 32 歳になった娘と満開の桜を見上げながら旭川の土手下を歩きました。

娘には知的障がいがあり、その美しい桜をどこまで堪能しているのかは親の私にもわかりません。ただ、普通の反応がなくても、彼女の網膜には確実に映っているはずなのです。

知的障がいを持つ人達が心の内でどのように考えているのか、感じているのかは、実際のところ親でもわからないことが多いと思います。

それでも「この子が健常であったなら、絶対に気に入ってくれるだろう」と思うことはたくさんやってきました。たとえ即反応が無かったとしても、例えばその日の夜、寝床に入った彼女がふいに「お花!」とか言うのです。まったく突然に。何の脈絡も無く。でも長年付き合っていると、ああ、今日見た桜を思い出しているんだなあと分かります。

ちゃんと見ているのです。そのことをみなさんにも知っておいて欲しいのです。

これまでたくさんの“困ったこと”がありました。

小さな花を見つけると駆け寄ってプチンとひとちぎりすることがありました。彼女にとって幸いだっただのは、通っている施設には花盗人を叱ろうとする職員さんがいなかったことでしょう。つい最近まで続きました。

生理用のナプキンを付けるのが嫌で、夜中に

外すこともよくありました。でもしばらくすると自ら付けるほどにまでなったのです。もちろんちゃんとは出来ていませんが。

トイレの便器に何でもかんでも、本当に何でもかんでも入れまくる時期がありました。仕方なく、しばらくの間、我々の目の届かない階下のトイレには夜の間は鍵を掛けることにしました。その行為もいつの間にかなくなりました。

お風呂で脱糞する癖もついていました。最初は夫婦二人とも文字どおり泣き泣き後始末をしていましたが、これも気が付けばストップしていました。

夜中に自分の部屋の窓から服やおもちゃをポイッと投げ捨てるという行為はかなり長く続きました。ある日、部屋の中のを片っ端からすべて、部屋の外の廊下に放り出し始めたときにはあっと言いました。布団やベッドパッドまで出してしまふものだから、それらが山となってドアが塞がり、自分自身が出られなくなってしまい、困った顔で立ちすくんでいたこともありました。これも一時のはやりでした。

そして今、一番の“困ったこと”は家庭内暴力です。標的は何故か母親（私の妻）。私の体重を 10 キロも上回る重量級が、毎日のように叩く、殴る、噛みつくの大狼藉。車の中でも腕を振り回して暴れるので、朝の施設への送りは私がするようになりました。ひどくなってからもう 1 年以上、いや 2 年を過ぎたかもしれません。

もちろん自傷行為もあります。母親のストレスは並大抵のものではなく、たびたび負の感情に押し潰されそうになります。

友人である婦人科医師などのアドバイスも受けつつ、薬も含めていろいろな対処を考えてきました。それでもなお、どうしようもない状態が続いています。

私はこれまでこの子の成長を見てきて、彼女の精神年齢は実年齢の3分の1ぐらいではないかという気がしています。20歳ぐらいまでは永遠の3歳児だと思っていましたが、それは誤りでした。スローではありますが、ほんとうに少しずつ大人になっているのです。

ということで彼女は今、思春期の真ただ中。親に反抗するのも一時期のことと達観しています。もちろん私だけですが。

この状況は必ず変わる。きっと終わりが来るはず。だって今までそうだったのだから。そのように毎日自分自身に言い聞かせています。

32年間、わが子とともに生きたことで、知的障がい者との接し方はまあまあベテランの域に達してきたのかなと思います。今、困っていることがあっても、それは必ず変わるよということ。そのことをまだ知らない若い人たちに伝えていくのは自分の役目だと思っています。

小学校時代は普通校の特別支援学級に通わせました。「養護学校へ行かせるべき」と主張する身体障がい者であった私の父を、「今はインクルージョンの時代だから」と我々夫婦が押し切った末のことでした。怒った父から「二度と敷居をまたぐな」と言われたのが懐かしく思い出されます。今考えると、父も障がいを持つことで幾度となく辛い目にあってきたのでしょう。だからこそ、孫にはそのような辛い思いをさせたくないと考えたに違いありません。

6年間毎朝、集団登校に付いていき、学校には学期ごとに改善の申し入れをし、外では親の会を作り、市教委や県教委にも何回も様々な要望書を携えて行きました。

旅行好きな私たち家族は公共交通機関を使ってよく出かけました。国内だけでなく、海外にも何度も行っています。移動中に暴れ出したらどうしようという不安に目をつむり、そのときは健常者向けの生きた知的障がい学習教材だと思うことにしました。まったくもって都合のよい考え方ですよ（笑）。でもこれ、必要です。

満席の飛行機の中で突然奇声を発して泣き叫ぶ娘。その声にイラついた姿の見えない誰かに「うるさい、静かにしろ!」と大声で怒鳴られたことがあります。遊園地の乗り物に乗った途端にぐずり始めて降ろされたのはまだいい方で、ヨーロッパ行き乗り換えの韓国ソウル空港では離陸直前に飛行機を降ろされてしまいました。

でも、こんなことさえ、今となっては貴重な思い出だと笑って言えるのです。

福祉オンブズおかやまで活動して20年超、たくさんのことを学ばせていただきました。

当初、高齢者福祉については何もわかっていませんでしたが、親の要介護度認定などに関わるようになった今、福祉オンブズの活動からいかに多くのことを教えていただいていたのかを感じます。

我々自身は小さな塊かもしれないけれど、地道に活動を継続していく中で、福祉に関わる小さな塊同士が出合い、繋がり合い、やがて大きな力となることを願います。

そして我々福祉オンブズおかやまの小さな活動が岡山の福祉の質を高める一助になればいいなと思います。

2021 年度人権・福祉講座が行われました

(報告)

2022年3月19日(土)に「2021年度人権・福祉講座」が行われました。今回は、本法人が調査研究事業として行った「岡山県における介護保険法に基づく実地指導等の実態(担当者数、実施内容・件数)に関する調査(平成12年度から令和2年度)」のデータをもとに『知っておきたい岡山の「実地指導」実態』とのタイトルで開催しました。講師は、本法人副理事長の藤井宏明さん(福山平成大学福祉健康学部福祉学科教授)と猶原眞弓さん(本法人理事)でした。

今回は、感染拡大予防のためにオンライン講座としました。8人の受講者がZOOM参加にて、講座を受けていただきました。

今回の調査をまとめた報告書は、調査協力してくれた自治体に寄贈しました。福祉行政に市民の関心が寄せられることで、よりよい福祉サービスの構築に役立てばと思います。

1. 本調査の目的および実地指導について

今回の調査目的は、岡山県内(以下、単に県内と表記します)の介護サービス事業所への実地指導に関する実態調査を行い、その課題を明らかにすることでした。

実地指導とは、介護保険制度の定める「指導」のうち、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において行われる指導のことを指します。「指導」とは、介護サービスの適正な運営を周知させることが目的であり、「監査」のように不正事実の指摘を行うわけではありません。「監査」は「入手した各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められ

る場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施」とされています。利用者に対する著しい人権侵害等が認められる(疑われる)場合には、実地指導の途中で監査に切り替えることもあります。そのため、実地指導の担当者には適切に評価することが求められます。



2. 本調査の対象および方法

本調査の対象は、県内にある介護保険事業所への指定監督権限を持つ実地指導担当課28カ所でした。

調査対象の概要(報告書P4から抜粋)

自治体単位	自治体名称
県	岡山県(以上1自治体)
市	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市 (以上15自治体)
町	和気町、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町(以上10自治体)
村	新庄村、西粟倉村(以上2自治体)

岡山県ホームページより作図

本調査の方法は、質問紙法でした。調査期間は、2020年10月9日から11月5日でした。回答期限内に回答のない自治体が複数あったため、個々の自治体の事情等に応じて回収メ切を延長しました。最終的には、2021年8月末をもって調査票メ切としました。回収数は26自治体(回収率：92.9%)でした(未回収は、奈義町、美咲町)。

3. 調査結果

調査対象に、2000(平成12)年度から2020(令和2)年度までの実地指導担当課職員数を尋ねました。職員数は自治体ごとで大きな差がありました。そこで、職員数の平均によって大きく2つのグループに分けました。そこで、「担当職員数の平均が10人以上の自治体」と「担当職員数の平均が10人未満の自治体」の2つに分けて分析を行いました。

実地指導担当課職員平均人数から分けた群分け一覧
(報告書P15から抜粋)

10人以上の自治体以上9自治体)
岡山県、岡山市、倉敷市、総社市、高梁市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市
10人未満の自治体(以上17自治体)
津山市、玉野市、笠岡市、井原市、新見市、瀬戸内市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、勝央町、久米南町、吉備中央町、新庄村、西粟倉村

※奈義町、美咲町は未回答

今回の調査で2015(平成27)年度から2019(令和元)年度までの実地指導の実績を尋ねました。ここでは、2015(平成27)年度と2019(令和元)の2年分のデータをもとにこの5年間の変化を見ることにします。

まずは、各自治体が所管している介護サービスの事業所数を見てみます。

(1) 所管事業所数はどうか?

「担当職員数の平均が10人以上の自治体10人以上の自治体」では、岡山県、倉敷市以外は実地指導の必要のある所管事業所数が増えています。最も多く増えたのが岡山市で+625カ所(1.1倍)でした。ですが、人口10万人未満の自治体の増加率はさらに高い傾向にありました。赤磐市は+18カ所(3.0倍)、備前市は+24カ所(2.6倍)、美作市は+22カ所(2.2倍)、真庭市は+27カ所(1.8倍)、高梁市は+18カ所(1.6倍)、総社市は+21カ所(1.5倍)でした。

「担当職員数の平均が10人未満の自治体」では、新見市と鏡野町以外の自治体で所管事業所の増加が認められました。浅口市は+15カ所(4.0倍)、矢掛町は+10カ所(3.0倍)、早島町は+3カ所(2.5倍)、里庄町は+8カ所(2.3倍)、久米南町は+5カ所(2.3倍)、玉野市は+45カ所(2.0倍)、和気町は+8カ所(2.0倍)、笠岡市は+18カ所(1.5倍)、勝央町は+1カ所(1.3倍)でした。このように、5年間で大きな負担増となった自治体が生じていました。所管事業所の増加率は、小さな自治体に目立っていました。

(2) 実地指導率はどうか?

2015(平成27)年度と2019(令和2)年度で実地指導率を比較しました。実地指導率とは、その年に実施した実地指導件数を所管している事業所数で割って計算しました。これによって、所管事業所を適切に実地指導ができているかの指標としました。

まずは「担当職員数の平均が10人以上の自治体」ですが、岡山市は実地指導率が増加していましたが、それ以外の自治体は概ね低下していました。特に大きく下がったのが備前市で—

20.5%、次いで真庭市の— 16.8%でした。この5年間で、備前市は2.6倍、真庭市は1.8倍に所管事業所が増えていました。その一方、職員数にほとんど変わりはありませんでした。

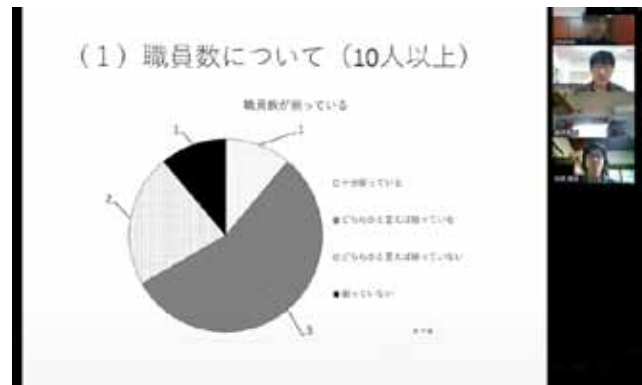
次に「担当職員数の平均が10人未満の自治体」も大半の自治体の自治指導率が下がっていました。矢掛町は— 80.0%、井原市は— 42.1%でした。この5年間で、矢掛町は3.0倍、井原市は2.1倍に所管事業所数が増えていました。その一方、この5年間の両自治体の担当者数は2名のままでした。

所管する事業所の数が増えても、職員数が増えない傾向があることが分かりました。一方、「担当職員数の平均が10人以上の自治体」のような規模のある自治体の職員は、規模の小さな自治体に比べると職員一人当たりの実地指導数が多いことが分かりました。そもそも規模の大きな自治体には所管事業所が多く集中していることから、このような傾向になると思われました。

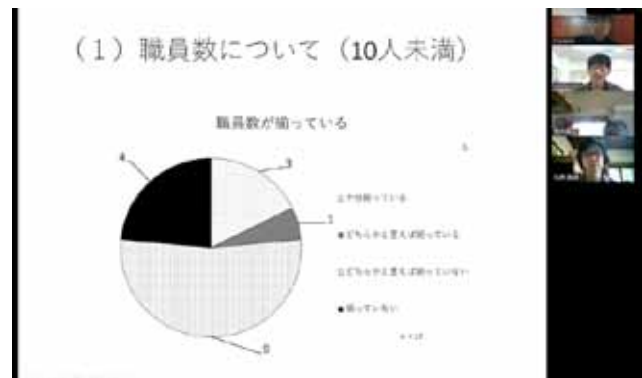
(3) 実地指導に必要な職員数が揃っているか？

普段、実地指導を行う上での課題をいくつか尋ねました。現状の所管事業所数に対し、適切な実地指導に必要な担当職員数が揃っているかについて尋ねました。「十分揃っている」、「どちらかと言えば揃っている」、「どちらかと言えば揃っていない」、「揃っていない」から選んでもらいました。

「担当職員数の平均が10人以上の自治体」の結果は、「十分揃っている」1自治体(11.1%)、「どちらかと言えば揃っている」5自治体(55.6%)、「どちらかと言えば揃っていない」2自治体(22.2%)、「揃っていない」1自治体(11.1%)でした。



「担当職員数の平均が10人未満の自治体」については「十分揃っている」3自治体(17.6%)、「どちらかと言えば揃っている」1自治体(5.9%)、「どちらかと言えば揃っていない」9自治体(52.9%)、「揃っていない」4自治体(23.5%)でした。小規模の自治体ほど、職員数の少なさを訴えていました。他にも、実地指導に必要な専門性(サービス・経理・労務管理の専門性)を持った職員が揃っているかについて尋ねましたが、これらについてはいずれも不足していると答える自治体がほとんどでした。



以上が、報告の要約です。

報告を1時間ほど行ったのちに、質疑応答が行われました。

終了後に、参加者に答えてもらったアンケートの結果は以下の通りです。本講座を知った理由を尋ねました。(複数回答)

- ・所属団体などのメーリングリスト 3人

- ・福祉オンブズおかやまの会報 3人
 - ・当講座のちらし 2人
- 福祉オンブズおかやまのホームページ、Facebook 等 1人ずつでした。

以下、感想の一部を紹介します。

「データ量が多かった。よくまとめてあった。」

「市民後見人活動にも必要な内容でとても参考になりました、ありがとうございました。」

「私は包括支援センターで、通常は主任介護専門員として勤務しております。実地指導担当課が実地指導に行く際に同席し、ケースファイル、ケアプランを中心に確認しております。が、部署内移動で、何もわからないまま担当になったのが現実です。お話の中にありましたが、点検能力不足です。今日の話を担当者にも伝え、今後の実地指導のあり方等話をしたいと思いません。」

「勉強になりました。各自治体へ調査結果はフィードバックされるのかな、と思いました。たしかに、自分が指導担当課に異動したことを想像すると、介護保険制度をはじめ経理などの

幅広で専門的な知識が必要で、適切に指導できるのか、不安がよぎりました。初めての zoom 研修会でしたが、資料もよくわかるし、音声も明瞭で、便利だな!と思いました。ありがとうございました!」

「成年後見に関わっています。被後見人の中に介護サービスを利用している方がいるので、見識を広げるために受講しました。自治体の様子が分かり新鮮でした。同時に専門性に乏しい、とのお話には少し驚きも…高齢化が進む中で、自治体の担当部署の充実が求められます。今後有益な情報をご提供ください。活発なご活躍を期待します。ありがとうございました。」

「普段感じておられることを明らかにしたいという姿勢に敬意を表します。そして、行政がアンケートに協力的であったのは、そこに大きな課題があるということだと思いました。」

「10人未満自治体は、同じ職員が障害福祉事務所も兼ねているのかもしれないと思ったり。また、岡山市の事業者指導課そのものの人員と体制について、確認をしてみます。」

文章・要約：藤井宏明

人権相談 受付中!

電話による相談は、毎週日曜日午前10時から午後3時まで。当法人のホームページからメール相談も受け付けてます。当法人の相談員が福祉サービスでの人権問題を一緒に考えます。

TEL: 080-2885-4322 ホームページ URL: <http://f-onbuzu.com/>

Eメールアドレス: f.ombuds.okayama@gmail.com

報告「福祉オンブズカフェ ゆったりしっかり」

第3回オンブズカフェは1月29日（土）午前10時から、社会福祉士の猪田有弥さんを迎えて、「ローカルモビリティ『いくつになっても動くを楽しむことができる』社会を目指して」をテーマに話題をいただき、語り合いました。

地域振興事業のコンサルタントを仕事にしていた猪田さんが、岡山県西粟倉村に移住して地域振興の中でもとくに、地域での移動手段の確保に奮闘する中で、単なる乗り物の問題ではない、地域のみなをつないでいく契機となるのがこのテーマだと語られました。社会福祉士の資格は、移住してから後に取得されたとのこと。

移動手段について考えるには、地域住民の実際の生活実態をしっかりと見る必要があり、しっかりと見て活動すると本当のニーズが見えてくるお話し。制度上無理！と決めつけずに、さまざまな調整の結果、社会福祉協議会の車両の空き時間帯を使って、地域有償ボランティア2人1組で高齢者を必要な場所へ送迎するサービスを始め、始めてみたら地域ボランティアどうし、ボランティアと住民の関係ができていくという経緯に、地域おこしの本質が垣間見えました。

第4回オンブズカフェは3月26日（土）午前10時から、当法人理事の猶原真弓さんが、「一人一人の暮らしを守るために」と題して、介護保険法施行以前の老人医療から介護保険制度へ、そしてそれがどんどん変わっていく中で、どんな活動をしてきたかの体験を語ってくれました。

日本の福祉は要求しなければ何も出てこない。要求すればできることはある。だから決して諦めず、広く情報を集め、仲間といっしょに考え行動してきたとのこと。

チェック項目方式でコンピューターが判断する要介護度認定はよくない、生身の人間に寄り添って一人一人の生活を確保するべきとお話は、現場にいたからこそ言えること。

自分や自分の家族に介護が必要になったとき、「いいケアマネを見つけるには？」という質問から語り合ってたどり着いた答えは、「私たち一人一人が、出会ったケアマネさんとしっかりコミュニケーションして、よいケアマネさんを育てるしかない」というところでした。

第3回、第4回ともに、地域でのコミュニケーションを大切に育てることがよい社会を作るという点で共通していたように思います。

第5回は5月28日（土）10時から、精神保健福祉士で長く障害者福祉に関わってこられた間島泰正（ましまやすまさ）さんの話題提供です。お楽しみに！

文責：高崎和美（理事長）

リレーコラム 第 24 回

今回のリレーコラムは、理事の前原成美さんです。放課後児童クラブ等の子どもたちをめぐり環境整備に力を揮われていましたが、その中の行政とのやりとりは大きな苦勞が伴っていました。納得できる取り組みになるまで対話を続けることは大切ですが、大きな忍耐も必要となってしまうのが現実です。しかし、諦めない姿勢はなによりもの突破口です。前原理事の経験から、行政との対話について考えてみましょう。

20 年ほどのよもやま話 ————— 前原 成美

福祉オンブズおかやまがスタートした 2000 年ごろ、岡山駅、市役所、県庁、裁判所、市民会館、表町商店街などが立地するエリアにあった南方・内山下・深柢・出石・弘西という 5 つの小学校区は、児童数の減少により一校に統合されることになりました。第一段階は、2001 年度から内山下・深柢が統合して岡山中央南小に、南方・弘西が統合して岡山中央北小になって 2 校にし、出石校区は、鹿田小か中央南小・北小のいずれかを選択できることとなりました。続いて第二段階は、2005 年度から両校を統合して岡山中央小学校 1 校とするものでした。たまたま私はその時期に保護者・PTA として弘西小学校、岡山中央北小、岡山中央小とかかわりがあり、様々な場面にふれる機会を得ました。並行して、弘西小学校に放課後児童クラブを設置する保護者有志による準備活動もあり、ずいぶんパタパタとした日々を過ごしておりました。その中でのいくつか印象的なことをご紹介します。

統合でのあれこれ

小学校統合では、第一段階も第二段階も、地域の方や保護者から提案や意見がたくさん出ましたが、岡山市は、「聞くふり」または「聞きおく」ことはするものの計画の修正はほとんどすることなく押し切る印象を受けました。一例ですが、保護者や地域からは新校舎は 2 足制（上履き、下履き）

が良い」いう希望が多数でしたが、市教委は「これからは 1 足制が良いし、下駄箱のスペースは設計していない」といって、1 足制でスタートしました。でも数年後には、教室に土が上がって床面が痛むことや雨の日に濡れた靴のまま 1 日過ごすことの弊害もあり、下駄箱も設置して 2 足制になり現在に至ります。

また、新校舎の規模や設備として当初は児童数 600 名台を想定していたようですが、市内中心部の高層マンションラッシュは予想されておらず、900 名を超える年度も出てきて、理科室などの特別教室を普通教室に振り替えるなど、現場の先生方の苦勞や児童の不便さは続いています。

ただ、小学校の統合の過程はマイナス面ばかりでもありませんでした。第一段階で 2 校になる際、各々の制服をどうするか、という事案があり、いずれ 1 校になるなら、この段階では制服はなくてもよいではないか、となりました。2 校が存続する 4 年の間に結論を出すということで、中央南・北の PTA で話し合いを進め、さらに全保護者アンケートなども実施しました。その結果、制服はなくてよい、という結論となり、岡山中央小学校には制服はなくなりました。

中央小放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブは、当時は利用を希望する児童が 20 名以上いなければ設置を承認されません

でしたし、指導員（支援員）も自分たちで探してください、ということで、まだ市内の半数くらいの小学校にしかクラブは設置されていませんでした（現在は少人数でも、市内の小学校全てに設置）。保護者の側も「うちはおじいちゃん、おばあちゃんがいるから必要ない」という声もあり、弘西学区だけでは20名集まらず、内山下や南方の保護者にもお願いしてなんとか設置にたどりつくことができました。しかし、翌年からの学校統合、男女雇用機会均等や男女共同参画の推進、さらにリーマンショック後の雇用不安定、経済格差拡大などともあいまって、20名（2000年）⇒40名⇒60名⇒110名（2007年）⇒150名（2012年）⇒210名（2014年）と増え続け、2019年には250名を超えるマンモスクラブになりました。施設も、当初の校舎内施設だけでは到底無理で、学校周辺のテナントビル、コンビニの空き店舗、民家など4か所を借り、支援員は正規・パート含め常勤20名、夏休みなどの長期休暇はクラブOBの大学生アルバイトの皆さんにも活躍してもらっています。

岡山市の放課後児童クラブ施策

岡山市の放課後児童クラブは、1昨年度から岡山市の直轄事業として岡山ふれあい公社に運営委託する体制に移行を始めました。「公設民営」から「公設公営」に替わり、市内どこのクラブも開設日、開設時間、利用料などが平準化できるのですから、より安定した状態になると期待が持てそうな気もしました。しかし、ここに至る途上でも、移行について各クラブから様々な要望や意見が出ましたが、岡山市はやはり「聞くふり」または「聞きおく」だけでした。支援員の勤務時間は1日6時間とされ、さらに、保育所入所の選考基準と同様の形式が導入され、希望しても入れない人も出てきています。これまでの支援員の待遇が保障され、保育が必要な

要件が満たされている希望者は誰でも利用できるのであれば、岡山市への移行を歓迎するつもりでしたが、残念な結果となりました。岡山市に、「勤務時間を6時間にして交代制にすると、現在8時間で勤務している指導員の報酬が4分の3になり不利益変更になる」ことを問うと、「時給単価としては上がる予定だから問題ない」という返事でした。8時間勤務も認めてほしいという要望は実現しませんでした。働く保護者の事情や子どもの生活に配慮し、延長保育、土曜日保育、障がい児保育、学校との連携強化などを早期から積極的に行ない、そのために必要な体制をつくり処遇してきたクラブほど移行できない。一方、人員不足などにより延長保育などができなかったクラブは、岡山市の責任で平準化してできるようになる。という功罪半ばした状態となり、市内で19クラブほどが岡山市に移行せず従来の運営委員会方式で運営を続けています。

この経過で感じたことは、放課後児童クラブ支援員という仕事が、いまだ社会的に当然受けるべき評価を受けていないのだ、ということでした。2年余りのコロナ禍の下で、リモートワークは強力に推進され働き方も変化してきましたが、福祉・医療などリモートになじまないエッセンシャルワークは、まさに体を張って防波堤の役割を果たしていることが証明されました。放課後児童クラブもその役割を果たし、今も続いています。

20年前と現在と福祉にかかわる人々の待遇はどれくらい向上したのでしょうか。処遇改善加算などもできましたが、まだまだ格差があります。人と接し、寄り添い、支える仕事の価値をコロナ禍の経験の中からもう一度考える必要があると思います。

以上、地域から見た景色のお話でした。

第9回 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま定時総会

オンライン記念講演のご案内

『新・人間裁判 生活保護引下違憲訴訟から生活保護制度を考える』

*

講師：則武 透さん（弁護士）

場所：ZOOM（オンライン上の講演会になります）

日時：2021年5月29日（日）11時05分～12時35分

※ZOOMを約15分前から開いています。

入室時には、マイクオフ（ミュート）でお願いします。

参加定員：なし

参加費：無料

申込方法：

「オンライン記念講演」参加希望の方はメールにて法人宛てお申し込みください。折り返し記念講演のURLとミーティングIDおよびパスワードを返信いたします。

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

メールで送られる際、必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④当法人の会員か非会員か）を記入ください。

※電話の場合は、毎週日曜日10時～15時までお電話ください。

TEL：080-2885－4322（相談ダイヤル兼用）

※申込締切：5月26日（木）までにご連絡ください。

記念講演をオンライン（ZOOM）にて行います。感染対策に配慮したうえで、定時総会とともにこの方法をとらせていただきました。

当法人の電話相談に、生活保護を受けているが、突然保護の打ちきりを通告されたなどの切実な声が届いています。そこで今回は、弁護士登録以来、一貫して労働者・生活者の立場に立って活動してこられ、現在は、岡山地方裁判所で行われている生活保護基準切り下げ違憲訴訟の弁護団副団長を務めておられる則武透弁護士を講師に迎え、今、生活保護がどうなっているのか、どうあるべきなのかを語っていただきます。

■講師からのメッセージ

みなさん、生活保護制度について、どのようなイメージをお持ちでしょうか。

2012年、岡山県出身のお笑い芸人次長課長の河本準一さんのお母さんが生活保護を受給していたことが社会問題となり、自民党の片山さつき議員らが国会で追及しました。このことがきっかけとなって、2013年、生活保護の最も根幹をなす生活扶助基準が平均6.5%、最大10%も引き下げられました。しかし、この生活扶助基準の引下げは、結論ありきで、厚労省の諮問機関である社会保障審議会の生活保護基準部会の意見を聞くことなく、物価偽装を行い、検証数値を独断で2分の1にするなど、数々の問題のあるものでした。

今、コロナ禍の下で、失業するなどして生活保護を利用せざるを得ない人が増えています。最低賃金、住民税の非課税、保育料の減免など様々な制度に連動する生活保護基準の意味を一緒に考えてみませんか。

□講師略歴：

1962年岡山市生まれ。岡山朝日高校、中央大学卒

1993年東京で弁護士登録

1999年郷里の岡山弁護士会に登録替え

2006年岡山弁護士会副会長

2021年岡山弁護士会会長

□岡山弁護士会に登録替後は、吉永町産廃訴訟、瀬戸内ハンセン病国賠訴訟、中国残留孤児国賠訴訟、社会保険庁分限免職事件などの各種人権事件、労働事件に携わる。現在、生存権の分野では、生活保護引下違憲訴訟、年金引下違憲訴訟に参加。

朝日茂氏の人間裁判の歴史を伝える朝日訴訟の会会長。

特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま
第9回オンライン定時総会と記念講演のご案内

特定非営利活動（NPO）法人第9回定時総会を下記の日程で予定しております。
今回もオンライン（ZOOM）開催とし、感染予防を講じながら一般会員が参加できる方式をしました。オンライン環境が整っていない会員の方々には心苦しく存じますが、ご理解とご容赦のほどお願い申し上げます。

オンライン参加が難しい場合は、「定時総会 議案書」をお読みいただき、「書面表決書」にて各議案に賛否表明のうえ同封の返送用封筒でご返送ください。表決書提出にてご出席に代えさせていただきます。

ZOOM利用が可能な方は、オンラインで定時総会および記念講演会にご出席いただけます。オンライン参加には、ZOOMアプリのインストールが必要になります。ZOOM操作については、前号（会報第24号）にも掲載されています。ぜひ、チャレンジしてみてください。

総会の成立のためには、オンラインでの出席者数と「書面表決書」提出数の合計が会員総数の過半数を超える必要があります。何卒ご協力よろしくお願いたします。

記

日時：2022年5月29日（日）

- ・総会 10時00分～11時00分
- ・記念講演 11時10分～12時40分

講師：

講演タイトル：

※定刻15分前から参加できるようにZOOM会議室を「開場」します。

場所：オンライン

議案：

1. 2021年度 活動報告
2. 2021年度 決算
3. 2022年度 活動方針（案）
4. 2022年度 予算（案）
5. 次期役員改選について